

## 坂戸動物実験センター使用要綱

### 1. 動物実験センターの区画

別図のように飼育準備室、飼育室、処置室、ホール・洗浄室等に区画されている。

### 2. 動物実験センターで飼育できる実験用動物

ラット、マウス、ハムスター、モルモット、スunksおよびウサギとする。

### 3. 使用一般原則

①玄関で専用の履物に替えること

②飼育室内に入る者は、それぞれ専用のキャップ・作業衣を着用すること。

③人、動物、その他の物の移動は、別図の矢印の方向とする。

→：一步通行(飼育室→処置室・廊下：廊下・処置室から飼育室には戻れない)

⇄：どちらへも移動できる

④飼育室内の作業にさいしては、できるだけ塵埃等を発生させないようにすること。

特に、ケージ内の床敷きは委員会が指定したものを使用し、木製チップ類は使用しないこと。

⑤実験動物センターで飼育されていた実験用動物は、生存したままあるいは死骸の状態センター外に持ち出さないこと。

⑥処分すべき死骸等は、ウサギ室前の廊下に設置した専用冷凍庫内に紙で包装して保管すること。

### 4. 飼育室等の使用目的等

#### ①飼育室

i. 飼育室1は、かなり高度の清浄度を要する飼育実験あるいは1年以上の長期の飼育実験を行うために使用する。

ii. 飼育室2・3は、通常の短期飼育実験を行う場合に使用する。原則として飼育室2はラット専用、飼育室3はマウス・その他の哺乳動物(ハムスター、モルモット、スunks等)の飼育に使用するものとする。

iii. 飼育担当者は、特に飼育中の餌・床敷き等が床に散乱しないよう注意する。

#### ②飼育準備室および飼育室1前室

i. 飼育室準備室は、餌類の調製やケージ類の準備、動物を秤量あるいは注射やその他の実験に使用した後、飼育室に戻す時に使用するものとする。

ii. 飼育室1用前室は、飼育準備室に準じて使用するものとする。

iii. 各室の利用者は、事後の清掃を必ず行うものとする。

#### ③処置室1および2

i. いずれの処置室も、実験用動物を最終的に処分するさいに使用するもので、ここで最終的採血、解剖・臓器摘出等を行うものとする。

ここで使用するために各研究室が持ち込んだ器具類は、終了後に全て研究室に持ち帰ることとする。

ii. 処置室1は、飼育室1に付属するものとして使用するものとする。

iii. 処置室2は、飼育室2および3で飼育されていた動物を対象にして使用するものとする。

#### ④ウサギ室

i. ウサギの飼育のために使用するものとする。飼育にさいしては、臭気、その他が他の区画に影響しないよう、掃除その他の処置をせねばならない。

### 5. 掃除

#### ①飼育室内の掃除

i. 飼育室内の掃除は、その飼育室で動物を飼育している研究室が飼育期間中責任をもって行う。なお、複数の研究室が飼育している時は、協議して交替で行うものとする。

- る。
  - ii. 飼育室内の掃除に当たっては、できるだけ塵埃、騒音をたてないように、床についてはモップ等を使用して行うこと。飼育室内においては電気掃除機を使用しないこと。
  - iii. ラック内の床部分は雑巾等で清拭した後、必要があればアルコールで消毒する。ただし、ラック前面のプラスチックカバーは雑巾等で拭いた後、乾いた雑巾で水滴を拭うこと。
- ②飼育準備室・前室の掃除
- i. 飼育室と同様、動物を飼育している研究室が責任をもって室内の清掃を行うこと。
- ③処置室1の掃除
- i. 飼育室1を使用している研究室が責任をもって常に清掃を行わねばならない。
- ④処置室2の掃除
- i. 使用する研究室が責任をもって使用前後に掃除をせねばならない。
- ⑤洗浄室・廊下等の掃除
- i. 飼育室使用研究室が他と同様に使用后、責任をもって掃除すること。
  - ii. シンクについては汚れを残さぬよう注意すること。
  - iii. これらの箇所の掃除は、電気掃除機・モップ・雑巾等を用いての清掃作業とする。
- ⑥その他
- 必要がある時は、実験センター使用予定研究室より人数を供出して全体の大掃除をする。この時は予め動物実験倫理委員会より関係研究室へ日時等を連絡することになる。

研究棟 2 F ・ 配置図

